

横須賀市報

第1796号

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 発行日 | 発行所 | 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 |
| 毎月 | 編集兼 | 横須賀市長 |
| 10日 | 発行人 | 上地克明 |
| 25日 | 印刷所 | (有)宮村印刷所 |

目次

| | |
|--------------------------------|-------|
| 規 則 | |
| ◇予算決算及び会計規則中一部改正 | 14631 |
| 告 示 | |
| ◇農業委員会総会の招集について | 〃 |
| ◇農業委員会委員の退職について | 〃 |
| ◇農業委員会委員の選任について | 〃 |
| ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について | 〃 |
| ◇指定自立支援医療機関の指定について | 14632 |
| ◇指定障害児通所支援事業者の指定について | 〃 |
| ◇除却広告物等の保管について | 14633 |
| ◇放置自転車等の移動について | 〃 |
| ◇道路区域変更及び供用開始について | 14634 |
| 公 告 | |
| ◇保育料に係る配当計算書の公示送達 | 〃 |
| ◇介護保険料納入通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇介護保険料の督促状の公示送達 | 〃 |
| ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達 | 〃 |
| ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達 | 14635 |
| ◇開発行為の工事完了について | 〃 |
| ◇開発行為の工事完了について | 〃 |
| ◇控除対象特定非営利活動法人の指定に係る申出書の提出について | 〃 |
| ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について | 〃 |
| ◇農用地利用集積計画について | 〃 |
| 訓 令 甲 | |
| ◇職員服務規程中一部改正 | 14636 |
| 上下水道局告示 | |
| ◇指定下水道工事店の指定について | 〃 |
| 教育委員会告示 | |
| ◇社会教育施設の供用の休止について | 〃 |
| 正 誤 | |

規 則

横須賀市規則第64号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月27日

横須賀市長 上地 克明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第64条及び第65条を次のように改める。

(繰替払)

第64条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、指定代理納付者に納付させる歳入の納付に関する事務に係る手数料とし、同号に規定する規則で定める収入金は、当該歳入に係る収入金とする。

第65条 削除

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第135号 (令和2年7月13日 掲 示 済)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項ただし書の規定に基づき、令和2年第8回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年7月13日

横須賀市長 上地 克明

- 日時 令和2年7月15日午後1時45分
- 会議開催の場所 横須賀市役所会議室A
- 会議に付議すべき事項

- (1) 農業委員会会長の互選について
- (2) 農業委員会会長職務代理者の互選について
- (3) 議席の決定について
- (4) 農地利用最適化推進委員の委嘱について

横須賀市告示第136号 (令和2年7月15日 掲 示 済)

本市農業委員会委員肥田正好、安田卓、原田義行、永野辰雄及び仲野一光は、令和2年7月14日任期満了により退職しました。

令和2年7月15日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市告示第137号 (令和2年7月16日 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和2年7月15日本市農業委員会委員に次の者を選任しました。

令和2年7月16日

横須賀市長 上地 克明

- 横須賀市長井3丁目34番17号
秋本 晴 男
横須賀市久村 437番地
田丸 定 雄
横須賀市長井1丁目12番28号
嘉山 祥 一
横須賀市林2丁目12番8号
岩澤 健 和
横須賀市長浦町3丁目91番地4
藤本 初 江
横須賀市芦名1丁目12番7号
高橋 良 幸
横須賀市栗田2丁目24番17号
小川 郁 生
横須賀市津久井1丁目6番20号
梶山 弘

横須賀市告示第138号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定しました。

令和2年7月27日

横須賀市長 上地 克明

| | | | | | |
|--------------|-----|------|-----------|------------------------|-------|
| 指 定 年 月 日 | 氏 名 | 診療科目 | 診断する障害の区分 | 病 院 又 は 診 療 所 の 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-----|------|-----------|------------------------|-------|

| | | | | | |
|--------------|---------|-------|-------------------------|--------------|---------------------|
| 令和2年 7月1日 | 杉 浦 徹 | 循環器内科 | 心臓機能障害 | 杉浦循環器内科クリニック | 横須賀市若松町2丁目5番地矢鳥ビル5F |
| 同 | 中 島 永美子 | 循環器内科 | 心臓機能障害 | 横須賀共済病院 | 横須賀市米が浜通1丁目16番地 |
| 同 | 南 裕 太 | 外 科 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 横須賀共済病院 | 横須賀市米が浜通1丁目16番地 |
| 同 | 鈴 木 千穂 | 外 科 | ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害 | 横須賀共済病院 | 横須賀市米が浜通1丁目16番地 |
| 同 | 熊 谷 いづみ | 脳神経外科 | 音声言語・そしゃく機能障害、肢体不自由 | 横須賀市立うわまち病院 | 横須賀市上町2丁目36番地 |
| 同 | 古 館 隆太郎 | 脳神経外科 | 音声言語・そしゃく機能障害、肢体不自由 | 横須賀市立うわまち病院 | 横須賀市上町2丁目36番地 |
| 同 | 高 尾 なつみ | 耳鼻咽喉科 | 聴覚・平衡機能障害、音声言語・そしゃく機能障害 | 衣笠病院 | 横須賀市小矢部2丁目23番1号 |
| 同 | 坂 賢一郎 | 循環器科 | 心臓機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |
| 同 | 田 中 遼 | 循環器内科 | 心臓機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |
| 同 | 松 本 祐介 | 循環器内科 | 心臓機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |
| 同 | 鈴 木 拓也 | 腎臓内科 | じん臓機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |
| 同 | 奥 茜 衣 | 呼吸器内科 | 呼吸器機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |
| 同 | 湯 本 健太郎 | 呼吸器内科 | 呼吸器機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |
| 同 | 川 畑 さゆき | 泌尿器科 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 横須賀市立市民病院 | 横須賀市長坂1丁目3番2号 |

横須賀市告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 区 分 | 自立支援医療の種類 |
|----------|-----------------|--------------------------------|-----|------------|
| 令和2年7月1日 | イオン薬局イオンスタイル横須賀 | 横須賀市本町2丁目1番地12コースカバイサイドストアーズ2F | 薬局 | 育成医療及び更生医療 |
| 同 | 日本調剤横須賀中央薬局 | 横須賀市若松町2丁目5番地3矢鳥ビル1階 | 薬局 | 育成医療及び更生医療 |
| 同 | クリエイト薬局横須賀長坂店 | 横須賀市長坂3丁目6番10号 | 薬局 | 育成医療及び更生医療 |

横須賀市告示第140号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者とし

て指定しました。
令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名 |
|--------------|----------|----------------------|------------|---|
| 令和2年 7月1日 | You'sくらぶ | 横須賀市馬堀町3丁目3番1号前田ビル3階 | 放課後等デイサービス | 横須賀市浦賀五丁目8番1号 株式会社ジャスミン 代表取締役 原 田 ひでみ |

横須賀市告示第 141 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 27 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置された場所 | 除却年月日 | 保管期間 |
|-------------|---------|----------------------|---------------------------|--------------------|
| はり札等 | 6 | 吉倉町 1 丁目及び汐入町 1 丁目地内 | 令和 2 年 6 月 1 日から同月 30 日まで | 告示の日の翌日から起算して 2 週間 |

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目 22 番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 142 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 2 年 7 月 27 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日 | 移動した自転車等の台数 | | 自転車等が放置されていた場所 | 保 管 場 所 |
|---------------------------|-------------|--------------------|--|---------------------------------|
| | 自 転 車 | 原動機付自転車及び普通自動 2 輪車 | | |
| 令和 2 年 6 月 1 日から同月 30 日まで | 台 42 | 台 0 | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地 |
| 同 | 4 | 0 | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 1 | 0 | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域 | 三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 4 | 3 | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 42 | 4 | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 2 | 0 | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 7 | 4 | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域 | 公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 9 | 1 | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 1 | 0 | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域 | 三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 8 | 0 | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域 | 公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 1 | 0 | Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同 |
| 同 | 15 | 2 | 追浜東町 2 丁目、湘南鷹取 4 丁目、船越町 5 丁目、本町 1 丁目、小川町、公郷町 3 丁目、池上 5 丁目、大矢部 4 丁目、馬堀海岸 1 丁目、池田町 3 丁目、長井 5 丁目及び武 5 丁目地内の道路 | 同 |
| 同 | 1 | 0 | 北久里浜駅第 2 自転車等駐車場 | 同 |
| 同 | 1 | 0 | 北久里浜駅第 3 自転車等駐車場 | 同 |

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前 11 時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

- (3) 移動費用
 自転車 1台につき 1,500円
 原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
 自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
 保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先

横須賀市土木部土木計画課
 ~~~~~  
**横須賀市告示第 143 号**  
 道路区域変更及び供用開始に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年7月27日からその供用を開始します。  
 その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
 令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                | 敷地の幅員           | 延 長           |
|-------|-----|------------------------------------|-----------------|---------------|
| 1,028 | 旧   | 三春町3丁目25番の1地先から<br>三春町3丁目47番の1地先まで | メートル<br>1.9～2.5 | メートル<br>103.2 |
|       | 新   | 三春町3丁目25番の1地先から<br>三春町3丁目47番の1地先まで | 14.0～15.8       | 104.0         |
| 1,052 | 旧   | 三春町3丁目47番の1地先から<br>三春町3丁目46番の2地先まで | 2.7             | 19.9          |
|       | 新   | 三春町3丁目47番の1地先から<br>三春町3丁目46番の2地先まで | 2.7             | 7.9           |

## 公 告

### 横須賀市公告第 118 号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、保育料に係る配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定の例により公告します。  
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第 119 号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。  
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年度    | 科 目            | 備 考                      |
|-------|----------------|--------------------------|
| 令和元年度 | 介護保険料<br>納入通知書 | 6月分の納期限は、令和2年7月31日に変更する。 |
| 令和2年度 |                | 6月分の納期限は、令和2年7月31日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 120 号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目                       | 発付年月日     |
|-------|---------------------------|-----------|
| 令和2年度 | 介護保険料額決定通知書<br>兼特別徴収開始通知書 | 令和2年6月15日 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 121 号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別   | 月 別 | 発付年月日     |
|-------|-------|-----|-----------|
| 令和元年度 | 介護保険料 | 2月分 | 令和2年5月29日 |
|       |       | 3月分 |           |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 122 号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考                      |
|-------|------------------|--------------------------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 6月分の納期限は、令和2年7月31日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 123 号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健

康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考 |
|-------|------------------|-----|
| 令和元年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第124号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第125号 (令和2年7月14日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号 | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                                                                      |
|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年6月17日<br>令2開第3号      | 令和2年7月6日<br>令2第8号       | 横須賀市太田和4丁目2282番3ほか2筆           | 横須賀市太田和4丁目2286番地13<br>今 関 利 恵 子<br>横須賀市浦上台2丁目27番10-1036号<br>角 田 祐 樹<br>横須賀市浦上台2丁目27番10-1036号<br>角 田 里 実 |

横須賀市公告第126号 (令和2年7月17日 掲 示 済)  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和2年7月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号 | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 令和2年4月1日<br>令1開第16号      | 令和2年7月9日<br>令2第9号       | 横須賀市佐島2丁目790番2ほか5筆             | 横須賀市武2丁目2番11-502号<br>久 保 明 義       |

横須賀市公告第127号  
地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例（平成24年横須賀市条例第37号）第

3条第1項の規定に基づき、次に掲げる特定非営利活動法人から同項に規定する申出書の提出がありましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 申出書提出年月日  | 特定非営利活動法人名                  | 代表者名  | 主たる事務所の所在地      |
|-----------|-----------------------------|-------|-----------------|
| 令和2年6月30日 | 特定非営利活動法人Y M C A コミュニティサポート | 佐 竹 博 | 横須賀市根岸町三丁目3番15号 |

横須賀市公告第128号  
次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横 濱 横 須 賀 43-29

横須賀市公告第129号  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 記の1
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目922番1及び923番1
  - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井2丁目7番3号  
水 野 久 美 子
  - 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目5番11号  
高 木 義 久
- 記の2
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目924番1
  - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目17番10号  
角 田 茂

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目5番11号  
高 木 義 久  
記の3
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井3丁目3075番及び3076番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目20番5号  
龍 崎 幹 夫  
記の4
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井5丁目3426番及び3396番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目25番19号  
齊 藤 雄 次
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目28番20号  
嘉 山 愛 子  
記の5
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井5丁目3267番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目23番10号  
湖 水 康 史
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
東京都江東区東砂1丁目1番1-235号  
大 谷 篤  
記の6
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目4390番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目25番19号  
齊 藤 雄 次
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
東京都江東区東砂1丁目1番1-235号  
大 谷 篤  
記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目763番及び765番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目1番2号  
長 瀬 光 章
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番12号  
井 上 一 弘

### 訓 令 甲

#### 横須賀市訓令甲第17号

職員服務規程（昭和36年横須賀市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月27日

横須賀市長 上 地 克 明

第10条に次の2項を加える。

- 3 職員は、パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、他の職員の人格若しくは尊厳を害し、又は他の職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）をしないように注意しなければならない。
- 4 職員は、前3項に掲げるもののほか、他の職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、他の職員の人格若しくは尊厳を害し、又は他の職員の勤務環境を害する不適切な言動をしないように注意しなければならない。

#### 附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

### 上下水道局告示

#### 横須賀市上下水道局告示第27号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年7月27日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工事店名          | 代表者名    | 所 在 地          | 指定年月日    |
|-------|---------------|---------|----------------|----------|
| 須 397 | 株式会社ウォーターワークス | 長 島 政 幸 | 横須賀市太田和三丁目5番7号 | 令和2年7月2日 |

### 教育委員会告示

#### 横須賀市教育委員会告示第16号 (令和2年7月1日 掲 示 済)

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和2年7月1日から当分の間、供用を休止します。

令和2年7月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 横須賀市立中央図書館の一部
- 2 横須賀美術館の一部
- 3 横須賀市生涯学習センターの一部

### 正 誤

令和2年4月10日付け横須賀市報第1789号14587ページ横須賀市農業委員会告示第4号中「横須賀市農業委員会告示第4号」は「横須賀市農業委員会告示第6号」の誤り

令和2年5月11日付け横須賀市報第1791号14600ページ横須賀市農業委員会告示第5号中「横須賀市農業委員会告示第5号」は「横須賀市農業委員会告示第7号」の誤り

令和2年6月10日付け横須賀市報第1793号14613ページ横須賀市農業委員会告示第6号中「横須賀市農業委員会告示第6号」は「横須賀市農業委員会告示第8号」の誤り

令和2年7月10日付け横須賀市報第1795号14630ページ横須賀市農業委員会告示第7号中「横須賀市農業委員会告示第7号」は「横須賀市農業委員会告示第9号」の誤り